省　令

○厚生労働省令第百一号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十一条の二第一項及び第二項第四号並びに第十一条の六第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める場所） **第三条**　法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一～五　（略） （法第四条第二項第二号トの厚生労働省令で定める事業） **第四条**　法第四条第二項第二号トの厚生労働省令で定める事業は、時間外労働及び休日労働が長時間にわたる医師が勤務している医療機関における当該医師の労働時間の短縮に向けた体制の整備に関する事業とする。 （再編計画の認定の申請） **第八条**　法第十一条の二第一項の規定により再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該申請をしようとする者が法人である場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面 二　当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し 三　当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類） 四　法第十一条の二第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであることを示す書類 2　厚生労働大臣は、前項の申請書及び書類のほか、再編計画が法第十一条の三各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。 （再編計画の記載事項） **第九条**　法第十一条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 二　医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項 （再編計画の軽微な変更） **第十条**　法第十一条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一　医療機関の再編の事業の実施時期の六月以内の変更 二　前号に掲げるもののほか、法第十一条の二第一項の認定を受けた再編計画の実施に支障がないと厚生労働大臣が認める変更 **第十一条～第十三条**　（略）	（法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める場所） **第三条**　法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一～五　（略） （法第四条第二項第二号への厚生労働省令で定める事業） **第四条**　法第四条第二項第二号への厚生労働省令で定める事業は、時間外労働及び休日労働が長時間にわたる医師が勤務している医療機関における当該医師の労働時間の短縮に向けた体制の整備に関する事業とする。 （新設） （新設） （新設） **第八条～第十条**　（略）

附　則

この省令は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。